

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 共働きの場合の扶養控除

Q : 私はサラリーマンで、別の会社に勤めている妻と小学生の息子と娘がいます。

ところで、息子を私の扶養親族とし、娘は妻の扶養親族とすることは認められますか。

A : 重複しない限り、差し支えありません。

【解説】

同一生計の親族間に、2人以上の所得者の扶養親族になる人がいる場合には、その扶養親族は、この複数の所得者のうちいずれか1人の扶養親族とされます。

この場合、その扶養親族をどの所得者の扶養親族とするかについては、原則として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されたところによって適用するものとされています。

ご質問のように、息子さんについてはあなたの扶養親族に、娘さんについては奥さんの扶養親族にしたいというのであれば、その年の最初の給与が支払われる前日までに、その旨を記載した給与所得者の扶養控除等申告書をそれぞれの勤務先に提出すれば認められます。同一人をそれぞれの所得者の控除対象配偶者や扶養親族として重複していない限り、どの所得者が扶養控除等の申告をしても差し支えありません。

なお、このような場合には、給与所得者の扶養控除等申告書の「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」の欄に氏名等を記載しなければならないことになっています。

ちなみに、所得税の税率は累進税率になっていますから、税金面から見ると、所得の多い方から扶養控除を差し引いた方が有利です。

